

茨城県報

第 1 2 4 号

平成 2 年 3 月 19 日

月 曜 日

目 次

規 则

(公 安 委 員 会)

●茨城県警察組織規則の一部を改正する規則	ページ 1
----------------------	-------

告 示

●民生委員協議会を組織する区域の一部改正（社会福祉課）	2
●療養取扱機関の申出の受理（医療福祉課）	4
●事業の認定（2件）（用地課）	4
●道路の区域変更（8件）（道路維持課）	5
●道路の供用開始（3件）（〃）	10
●基幹道路の整備事業の完了（道路建設課）	13

(公 安 委 員 会)

●警備員指導教育責任者講習の実施	13
●緊急自動車並びに道路維持作業用自動車の指定及び取消し	14

公 告

●都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	15
●開発行為の工事完了（建築指導課）	15

正 誤

●平成 2 年 2 月 26 日付け茨城県報号外第 22 号中	16
●平成 2 年 3 月 12 日付け茨城県報第 122 号中	16

規 则

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 1 号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 年 3 月 19 日

茨城県公安委員会委員長 小 倉 智 徳

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則（昭和46年茨城県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第27条の 3 の次に次の 2 条を加える。

(総合相談センター)

第27条の4 防犯部防犯課に、茨城県警察総合相談センター（以下「総合相談センター」という。）を附置する。

- 2 総合相談センターは、警察相談に関する業務に当たる。
- 3 総合相談センターに、係を置く。

(総合相談センター長)

第27条の5 総合相談センターに、所長を置く。

- 2 所長は、上司の命を受け、総合相談センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成 2 年 3 月 31 日から施行する。

告 示

茨城県告示第329号

昭和35年4月1日茨城県告示第258号で告示した民生員協議会を組織する区域の一部を次のとおり改正し、平成2年4月1日から施行する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

表中

土浦市第一地区 民生委員協議会	沖宿町、田村町、手野町、神立町、菅谷町、白鳥町、並木町、都和町、常名町、今泉町、小山崎町、中都町、中貫町、板谷町、真鍋1, 2, 3, 4, 5丁目、真鍋新町、東真鍋町、西真鍋町、殿里町、木田余町、若松町
土浦市第二地区 民生委員協議会	大和町、川口1, 2丁目、中央1, 2丁目、東崎町、城北町、港町1, 2, 3丁目、蓮河原町、桜川町、桜町1, 2, 3, 4丁目、大町、大手町、文京町、千束町、生田町、田中1, 2, 3丁目、立田町、虫掛町、宍塙町、矢作町、飯田町、佐野子町、粕毛町
土浦市第三地区 民生委員協議会	富士崎町、小松町、千鳥ヶ丘町、大岩田町、霞ヶ岡町、鳥山町、小岩田町、縁ヶ丘町、国分町、桜ヶ丘町、下高津町、中高津町、上高津町、永国町、天川町
土浦市第四地区 民生委員協議会	中村町、荒川沖西区、荒川沖東区、荒川沖南区、乙戸町、小山田町、竹の入町、右畠町、西根町

土浦市一中地区 民生委員協議会	大和町, 有明町, 川口1, 2丁目, 湖北1, 2丁目, 中央1, 2丁目, 東崎町, 城北町, 港町1, 2, 3丁目, 蓼河原新町, 蓼河原町, 桜町1, 2, 3, 4丁目, 大町, 大手町, 千束町, 生田町, 文京町, 田中1, 2, 3丁目, 立田町, 虫掛町, 宍塚町, 飯田町, 矢作町, 佐野子町, 粕毛町
土浦市二中地区 民生委員協議会	真鍋1, 2, 3, 4, 5, 6丁目, 東真鍋町, 西真鍋町, 真鍋新町, 殿里町, 木田余町1, 2, 3, 4区, 若松町
土浦市三中地区 民生委員協議会	荒川沖東1, 2, 3丁目, 荒川沖西1, 2丁目, 荒川沖西区1, 2, 3丁目, 中荒川沖町, 北荒川沖町, 荒川沖南区, 乙戸町, 乙戸南1, 2, 3丁目, 小山田町, 中村町1, 6, 8区, 中村東町, 中村南1, 2, 3, 4, 5, 6丁目, 西根町1, 2, 3区, 西根南1, 2, 3丁目, 竹の入町
土浦市四中地区 民生委員協議会	富士崎1, 2丁目, 小松1, 2, 3丁目, 小松ヶ丘町, 千鳥ヶ丘町, 桜ヶ丘町, 田分町, 下高津1, 2, 3, 4丁目, 中高津1, 2, 3丁目, 中高津町, 上高津町, 上高津新町, 天川1, 2丁目, 永国町, 永国東町
土浦市五中地区 民生委員協議会	沖宿町, 田村町, 手野町, 神立中央1, 2, 3, 4, 5丁目, 神立東1, 2丁目, 神立1区, 中神立町, 菅谷町, 白鳥町
土浦市六中地区 民生委員協議会	大岩田町1, 2区, 県営大岩田アパート, 市営大岩田団地, 霞ヶ岡町, 烏山町1, 2区, 烏山団地, 烏山第二団地, 小岩田東1, 2丁目, 小岩田西1, 2丁目, 右糀町1, 2, 3, 4, 5区, まりやま団地, まりやま新町
土浦市都和中地区 民生委員協議会	都和1, 2, 3丁目, 並木1, 2, 3, 4, 5丁目, 東並木町, 西並木町, 常名町, 今泉町, 粟野町, 小山崎町, 笠師町, 中都町, 中貫町, 東中貫町, 板谷町

改める。

に

茨城県告示第330号

次の者から国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1号及び第2号の規定により告示する。

平成 2 年 3 月 19 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所 在 地
4120556	2.2.12	濱 名 医 院	濱 名 元 一	真壁郡関城町大字関本上1412-2
0331005	2.3.1	秀 和 歯 科 医 院	来 栖 章 治	土浦市荒川沖東3-3-15
0331013	"	福 富 歯 科 医 院	菊 池 忍	土浦市千束町10-2
4430449	2.2.15	小 川 歯 科 医 院	小 川 修 二	北相馬郡藤代町宮和田588-1
1540198	2.3.1	(有)西野自然堂薬局 中 郷 店	西 野 泰 世	北茨城市中郷町足洗71
1540180	"	(有)西野自然堂薬局	"	北茨城市磯原町木皿829-6
3640384	2.1.29	井 上 薬 局	井 上 俊 夫	鹿島郡神栖町知手中央3-5-10
3940156	2.3.1	沼 野 薬 局	沼 野 啓 一	新治郡新治村藤沢1458
3840257	"	誠 芳 堂 薬 局	池 浦 芳 子	稻敷郡茎崎町大井1687-6

茨城県告示第331号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 年 3 月 19 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 神栖町
- 2 事業の種類 (仮称) 東部コミュニティセンター建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 鹿島郡神栖町知手中央7丁目地内

(2) 使用の部分 なし

- 4 土地収用法第26条の2 第2項の規定による図面の縦覧場所
神栖町役場

茨城県告示第332号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 起業者の名称 河内村
2 事業の種類 河内村福祉センター建設事業
3 起業地
(1) 収用の部分 稲敷郡河内村大字生板字堤内地内
(2) 使用の部分 なし
4 土地収用法第26条の2 第2項の規定による図面の縦覧場所
河内村役場

茨城県告示第333号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 355号
3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
西茨城郡岩間町大字泉字巴川 2381番1から	旧	メートル 最大 17.65	メートル 4,110.0	
西茨城郡岩間町大字下郷字室町 1090番1まで		最小 5.50		
西茨城郡岩間町大字泉字巴川 2382番1から	新	最大 17.65	4,110.0	バイパス新設による 区域変更
西茨城郡岩間町大字下郷字室町 1090番1まで		最小 5.50		
西茨城郡岩間町大字押辺字上原 2079番322から		最大 42.00	4,166.0	
西茨城郡岩間町大字下郷字室町 1090番1まで		最小 14.60		

茨城県告示第334号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 取手筑波線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要	
つくば市大字大曾根字吾妻 3356番1地先から	旧	最大 34.0	1,034.0		
		最小 5.0			
つくば市大字若森字八幡 163番1地先まで	新	最大 34.0	1,034.0	バイパス新設による 区域変更	
		最小 5.0			
		最大 40.0	696.0		
		最小 15.8			

茨城県告示第335号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 筑波益子線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要	
つくば市大字上大島字寺田 27番4から 真壁郡真壁町大字椎尾字遠西 2015番3まで	旧	最大 16.8	3,322.0		
		最小 4.0			
つくば市大字上大島字寺田 27番4から 真壁郡真壁町大字椎尾字遠西 2015番3まで	新	最大 16.8	3,322.0	バイパス新設による 区域変更	
		最小 4.0			
		最大 57.0	2,675.0		
		最小 14.0			

茨城県告示第336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 筑波益子線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
真壁郡大和村大字本木字鎧田 869番2地先から	旧	メートル 最大 15.0	メートル	
		最小 3.8	2,820.0	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬字御領 713番4地先まで	新	最大 15.0	2,820.0	現道拡幅及びバイパス新設による区域変更
		最小 3.8		
		最大 56.5		
		最小 13.0	3,727.0	

茨城県告示第337号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 東山田岩瀬線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
真壁郡大和村大字大国玉字宮東 596番1地先から	旧	メートル 最大 10.0	メートル	
		最小 5.0	1,045.0	
真壁郡大和村大字大国玉 字北大国玉386番1地先まで	新	最大 10.0	1,045.0	現道拡幅及びバイパス新設による区域変更
		最小 5.0		
		最大 61.0		
		最小 11.5	1,020.0	

茨城県告示第338号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 繁昌牛堀線
3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
行方郡北浦村大字吉川 44番8地先から	旧	最大 メートル 10.0 最小 6.0	メートル 91.0	
行方郡麻生町大字籠田 264番4地先まで	新	最大 10.0 最小 6.0 最大 13.3 最小 8.0	91.0 95.0	迂回路設置による区域変更

茨城県告示第339号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

路線名	区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
一般国道 125号	猿島郡総和町大字小堤字新割 1900-1 番地先から	旧	メートル 最大 11.5 最小 9.0	メートル 900.0	交通安全施設工事による区域変更
	猿島郡総和町大字西牛谷字上手 278-1 番地先まで	新	最大 14.0 最小 11.5	900.0	
県道古河・岩井線	古河市中央町三丁目5826番地先から	旧	最大 9.5 最小 9.0	387.0	現道拡幅による区域変更
	古河市中央町二丁目 5624-7 番地先まで	新	最大 18.0 最小 18.0	387.0	

県道古 岩河 井線	猿島郡境町大字伏木 832-2番地先から 猿島郡境町大字伏木字荒井 285-2番地先まで	旧	最大 17.0 最小 9.0	960.0	交通安全施設工事による区域変更
		新	最大 17.0 最小 10.0	960.0	
県道土 野浦 田線	岩井市大字猫実字本田後 787-1番地先から 岩井市大字神田山字東原 1405-1番地先まで	旧	最大 13.0 最小 8.0	740.0	同 上
		新	最大 14.0 最小 10.5	740.0	
県道尾 崎境 線	猿島郡三和町大字谷貝 13-2番地先から 猿島郡三和町大字谷貝 698-3番地先まで	旧	最大 8.5 最小 5.5	350.0	現道拡幅による区域変更
		新	最大 12.0 最小 11.0	350.0	
県道西 栗関 橋宿 線	猿島郡五霞村大字江川字天神前 3602番地先から 猿島郡五霞村大字江川字山王浦 3531-1番地先まで	旧	最大 9.2 最小 7.2	240.0	交通安全施設工事による区域変更
		新	最大 13.8 最小 7.4	240.0	
県道結 岩城 井線	岩井市大字岩井字宅地後 2258-4番地先から 岩井市大字岩井字上岩井 954-1番地先まで	旧	最大 10.5 最小 8.5	960.0	同 上
		新	最大 13.5 最小 9.5	960.0	
県道土 野浦 田線	岩井市大字矢作77-2番地先から 岩井市大字矢作字龍見前 2679-1番地先まで	旧	最大 11.5 最小 7.0	1,180.0	同 上
		新	最大 13.0 最小 9.0	1,180.0	
県道西 栗関 橋宿 線	猿島郡五霞村大字江川字土塔 4195番地先から 猿島郡五霞村大字小福田 1326-1番地先まで	旧	最大 11.0 最小 8.5	992.0	同 上
		新	最大 13.0 最小 10.0	992.0	
県道水 猿 海 道 線	岩井市大字猫実648番地先から 岩井市大字猫実1450-1番地先まで	旧	最大 8.0 最小 4.5	700.0	現道拡幅による区域変更
		新	最大 19.0 最小 13.0	700.0	
県道尾 崎境 線	猿島郡三和町大字尾崎字前砂 2369-6番地先から 猿島郡三和町大字尾崎字前砂 5422-1番地先まで	旧	最大 9.5 最小 6.0	343.0	交通安全施設工事による区域変更
		新	最大 12.0 最小 8.5	343.0	
県道古 岩河 井線	猿島郡総和町大字高野字南坪 1840番地先から 猿島郡境町大字塚崎字地蔵山 851-1番地先まで	旧	最大 18.0 最小 9.0	992.0	同 上
		新	最大 18.0 最小 10.5	992.0	



茨城県告示第340号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

路線名	区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
県道境間々田線	猿島郡総和町大字高野字榎戸 1579番地先から	旧	メートル 最大 9.0 最小 4.0	メートル 1,330.0	現道拡幅による 区域変更
	猿島郡総和町大字高野字十文字原 908-4番地先まで	新	最大 18.0 最小 10.0	1,330.0	
県道古河岩井線	猿島郡総和町大字下辺見 1084番地先から	旧	最大 11.0 最小 5.0	1,136.0	同上
	猿島郡総和町大字下辺見 160-1番地先まで	新	最大 25.0 最小 14.0	1,136.0	
県道小山停車場小線絹	岩井市大字蓮打138番地先から	旧	最大 17.0 最小 6.0	1,651.0	同上
	岩井市大字矢作 3086-1番地先まで	新	最大 26.5 最小 11.0	1,651.0	
県道結城野田線	猿島郡境町大字長井戸字南前 302-1番地先から	旧	最大 33.0 最小 8.0	2,320.0	同上
	猿島郡境町大字山神町字浅間下 1021-3番地先まで	新	最大 34.0 最小 16.5	2,320.0	

茨城県告示第341号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 1 2 5 号	猿島郡総和町大字小堤字新割1900—1番地先から 猿島郡総和町大字西牛谷字上手278—1番地先まで	平成 2 年 3 月 19 日
県道 古 河 岩 井 線	古河市中央町三丁目 5826番地先から 古河市中央町二丁目 5624—7番地先まで	同 上
県道 古 河 岩 井 線	猿島郡境町大字伏木832—2番地先から 猿島郡境町大字伏木字荒井285—2番地先まで	同 上
県道 土 浦 野 田 線	岩井市大字猫実字本田後 787—1番地先から 岩井市大字神田山字東原1405—1番地先まで	同 上
県道 尾 崎 境 線	猿島郡三和町大字谷貝13—2番地先から 猿島郡三和町大字谷貝698—3番地先まで	同 上
県道 西 関 宿 栗 橋 線	猿島郡五霞村大字江川字天神前3602番地先から 猿島郡五霞村大字江川字山王浦3531—1番地先まで	同 上
県道 結 城 岩 井 線	岩井市大字岩井字宅地後2258—4番地先から 岩井市大字岩井字上岩井954—1番地先まで	同 上
県道 土 浦 野 田 線	岩井市大字矢作77—2番地先から 岩井市大字矢作字龍見前2679—1番地先まで	同 上
県道 西 関 宿 栗 橋 線	猿島郡五霞村大字江川字土塔4195番地先から 猿島郡五霞村大字小福田1326—1番地先まで	同 上
県道 猿 島 水 海 道 線	岩井市大字猫実648番地先から 岩井市大字猫実1450—1番地先まで	同 上
県道 尾 崎 境 線	猿島郡三和町大字尾崎字前砂2369—6番地先から 猿島郡三和町大字尾崎字前砂5422—1番地先まで	同 上
県道 古 河 岩 井 線	猿島郡総和町大字高野字南坪1840番地先から 猿島郡境町大字塚崎字地蔵山851—1番地先まで	同 上

茨城県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 境間々田線	猿島郡総和町大字高野字榎戸1579番地先から 猿島郡総和町大字高野字十文字原908—4番地先まで	平成2年3月19日
県道 吉河岩井線	猿島郡総和町大字下辺見1084番地先から 猿島郡総和町大字下辺見160—1番地先まで	同 上
県道 小山菅生小綱 停車場線	岩井市大字蓮打138番地先から 岩井市大字矢作3086—1番地先まで	同 上
県道 結城野田線	猿島郡境町大字松岡町字ひ己砂7—1番地先から 猿島郡境町大字山神町字浅間下1021—3番地先まで	同 上

茨城県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年3月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

1 路線名 県道 栗生木崎線

2 供用開始の区間

鹿島郡神栖町大字居切字砂居敷1570番地先から

鹿島郡神栖町大字居切字砂山1544番14地先まで

3 供用開始の期日 平成2年3月19日

茨城県告示第344号

過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）第14条第1項の規定により実施した基幹道路の整備事業は次のとおり完了した。

平成 2 年 3 月 19 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 完 了 の 日
1 級 村 道 幹 1 — 4 号 線	東茨城郡桂村大字下坪字金井神 2777—1 から 東茨城郡桂村大字下坪字中道後 3756—1 まで	道 路 改 良	平成 2 年 3 月 3 日

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 4 号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成 2 年 3 月 19 日

茨城県公安委員会委員長 小 倉 智 德

1 講習日時

平成 2 年 5 月 28 日 (月) から 6 月 2 日 (土) までの間で、午前 9 時から午後 5 時まで

2 講習場所

水戸市元山町一丁目 7 番 16 号 ときわ会館 2 階会議室

3 受講定員

50 人

4 受講手続

(1) 申込期間

平成 2 年 5 月 1 日 (火) から 5 月 25 日 (金) までの間 (定員になり次第締め切る。)

(2) 申込場所

茨城県内の各警察署防犯課 (係)

(3) 申込方法

申込場所に、次の書類等を持参すること (郵送による申込は認めない。)

ア 受講申込書 2 通

イ 写真 (6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチ 橫 2.5 センチ
大) 2 枚

(4) 講習手数料

講習手数料（3,100円）は、茨城県収入証紙により申込時に納入すること。

5 その他

- (1) 受講に際しては、筆記用具を携行すること。
- (2) 講習開始時に教本を配布する。
- (3) 詳細は、茨城県警察本部防犯部防犯課（0292-24-2111、内線2515・2516・2518）へ問合せること。

茨城県公安委員会告示第5号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項及び第14条の2第2項の規定により、緊急自動車並びに道路維持作業用自動車の指定及び取消しを行ったので公示する。

平成2年3月19日

茨城県公安委員会委員長 小倉智徳

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者・使用者名
2314	水戸88す 5990	マツダ・2年	公共応急作業用 (高速道路)	日本自動車連盟 茨城支部
2315	" 5973	ニッサン・2年	"	日本道路公団 日立管理事務所
2316	土浦88す 5414	トヨタ・2年	公共応急作業用 (ガス事業)	東部瓦斯(株) 土浦事業所
2317	" 5415	"	"	"

2 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	使用者・名称	告示年月日	告示番号	取消し理由
2092	水戸88す 4562	ニッサン 63年	道路応急作業用	日本道路公団 水戸管理事務所	63.3.17	8	廃車

3 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者・使用者氏名
2315	水戸88す 5973	ニッサン・2年	道路維持作業用	日本道路公団 日立管理事務所

4 道路維持作業用自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者・名称	告 示 年 月 日	告示番号	取消し理由
2092	水戸88す 4562	ニッサン 63年	道路維持作業用	日本道路公団 水戸管理事務所	63. 3. 17	8	廃 車

公 告

●都市計画の図書の縦覧

石岡都市計画土地区画整理事業の変更に伴い、石岡市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

石岡市大字石岡字白久台の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市計画課

~~~~~

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成2年3月19日

茨城県知事 竹内藤男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡石下町大字古間木字佐ノ良1447番2, 1448番3, 同番5, 1450番1, 1452番1, 同番2, 1453番, 1454番, 1455番, 1456番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 1458番, 1459番, 1460番, 1461番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 1462番1, 1463番2, 1464番1, 1508番2, 1509番2, 1510番1, 同番8, 同番14, 1511番, 1512番, 1513番1, 同番2, 1514番1, 同番2, 同番3, 同番4, 1515番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番9, 1518番, 1519番, 1520番, 1521番, 1522番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 1523番, 1524番, 字鎌田1355番, 1356番, 1357番, 1358番, 1359番, 1360番, 1361番, 1362番, 1363番, 1364番, 1365番, 13

66番, 1367番, 1368番, 1369番, 1370番, 1372番, 1373番, 1374番, 1375番, 1376番1, 同番2, 1377番, 1378番, 1379番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 字霜田向1381番1, 同番3, 同番4, 1382番, 1384番, 1385番1, 同番2, 1386番, 1387番, 1388番, 1389番, 1390番, 1391番, 1392番, 1393番, 1394番, 1395番, 1397番, 1398番1, 同番2, 1399番1, 同番2, 1403番2, 1404番3, 1406番1, 1407番1, 1408番, 1409番, 1410番, 1411番1, 1412番2, 1413番1, 同番2, 1418番1, 1419番, 1420番2, 字鎌田向1371番, 字霜田1383番

2 事業主の住所及び氏名

結城郡石下町大字新石下 576 番地2

石下町土地開発公社

理事長 松崎 良助

---

正 誤

---

●平成 2 年 2 月 26 日付け茨城県報号外第22号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤             | 正               |
|-----|-------|---------------|-----------------|
| 3   | 下から19 | 平成元年 2 月 26 日 | 平成 2 年 2 月 26 日 |
| 4   | 上から 5 | 平成元年 2 月 26 日 | 平成 2 年 2 月 26 日 |

3 ページ中 路線名県道笠間常陸太田線を削除する。

6 ページ中 路線名県道笠間常陸太田線を削除する。

●平成 2 年 3 月 12 日付け茨城県報第 122 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤         | 正         |
|-----|-------|-----------|-----------|
| 10  | 上から14 | 清小 705 番地 | 清水 765 番地 |

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月
休日の場合は繰下発行）（金 2,300 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)